

佐賀県仕事体験プログラム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、本県への移住を検討している者又は本県での暮らしに興味を有する者に対し、移住前の仕事に関する不安の解消及び本県における仕事の魅力の理解促進を図り、本県への移住者の増加につなげることを目的に、仕事体験プログラムへの参加を推進するために、当該プログラムに参加する県外在住者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。なお、その交付については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 仕事体験プログラム

佐賀県が実施するものであって、別に定める「仕事体験プログラム一覧」に掲載されたものをいう。

(交付の対象経費、補助率、補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率等は、別表1のとおりとする。

2 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書として、佐賀県仕事体験プログラム補助金交付申請フォームに必要事項を入力し、別表2に掲げる書類等を添付して、知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。

3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、7日とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 仕事体験プログラムへの参加に要する経費の配分を変更する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、次に規定する変更については、この限りでない。

ア 補助金額に影響を及ぼさない補助対象経費の増額変更

イ 補助金額に影響を及ぼさない補助対象経費の区分間の金額の変更

(3) 仕事体験プログラムへの参加を中止しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合は、佐賀県仕事体験プログラム補助金交付変更申請フォームに必要事項を入力し、知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条の規定により、申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から仕事体験プログラム実施日の前日までとする。

(状況報告)

第7条 規則第10条の規定により、知事が仕事体験プログラムの参加状況について聞き取りを行うときは、補助対象者はこれに応じなければならない。

(実績報告及び補助金の交付)

第8条 補助対象者は、仕事体験プログラムが終了したときは、佐賀県仕事体験プログラム補助金実績報告書兼交付請求フォームに必要事項を入力し、別表4に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書兼交付請求フォームの提出期限は、仕事体験プログラム終了日から起算して30日を経過した日又は対象の仕事体験プログラムを実施した年度の3月20日のいずれか早い日とする。

3 補助金は、前項の規定による実績報告及び交付請求の内容を審査し、適当と認めたときは、精算払で交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 知事は、補助対象者が次の各号に該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請、報告又は不正の行為により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 仕事体験プログラムへの参加に関して交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 第8条第2項に規定する期限までに実績報告書兼交付請求フォームを提出しなかったとき。

(4) その他、知事が不相当と認めたとき。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

事業内容	別に定める仕事体験プログラムに参加するため本県に滞在する者（以下「補助対象者」という。）に対し、その活動に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の一部を補助する事業。	
補助対象者	18 歳以上の日本国籍を有する者であって、日本国内の都道府県（佐賀県を除く。）に住所を有し、別に定める仕事体験プログラムに参加するため本県に滞在する者	
補助対象経費 （支払先が発行する領収書及びその他支払の事実を確認できる書類を提出できる経費に限るものとし、クーポンによる割引額、ポイントによる支払額並びに手数料及びサービス料は補助対象外とする。）	経費区分	経費の内容
	1 宿泊費	本県に滞在している間の宿泊費。 ただし、仕事体験プログラムへの参加に要する宿泊に限り、1 泊分を補助対象とする。 なお、朝食その他の食事代は補助対象外とする。 また、自己都合による延泊分は補助対象外とする。
	2 交通費	(1) 居住地と佐賀県内の目的地との間を往復するために利用する航空機、新幹線、電車、鉄道、路線バスその他の公共交通機関の運賃。 ただし、合理的な経路及び経済的な方法による移動に限るものとし、次に掲げる経費は補助対象外とする。 ・新幹線グリーン料金その他特別車両料金、飛行機プレミアムシート料金その他特別座席料金 ・領収書その他利用実績を確認できる書類を提出できない経費 ・タクシー利用料金 なお、自己都合による前泊又は後泊が佐賀県内において行われた場合は、当該前泊又は後泊を伴う往復の交通費について補助対象とする。 ただし、補助対象となる前泊又は後泊は、仕事体験プログラムの前日又は翌日に佐賀県内で宿泊する場合に限るものとし、それ以外の期間の滞在を伴う場合は補助対象外とする。 この場合において、前泊に係る交通費は居住地から前泊先までの移動に要する経費を補助対象とし、後泊に係る交通費は後泊先から居住地までの移動に要する経費を補助対象とする。
基準額	経費区分	経費の内容
	1 宿泊費	一人 1 泊当たり 10,000 円を上限とする。

補助率	補助対象経費の4分の3以内 ただし、基準額が定められている経費については、補助対象経費の額と基準額を比較していずれか低い額に4分の3を乗じた額とする。 なお、補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
補助上限額	一人当たり6万円
その他の条件	(1) 仕事体験プログラムへの参加に係る補助金の交付は、同一年度につき一人2回を限度とする。 (2) 国、地方公共団体その他の団体から同一経費に対する補助金等の交付を受けている場合は、当該補助対象経費は対象外とする。また滞在期間中においては、佐賀県移住支援室の実施するレンタカー助成補助金との併用は認めない。 (3) キャンセル料及び変更手数料等は補助対象外とする。 (4) 交付決定後であっても、次のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。 ア 仕事体験プログラムが中止になった場合 イ 仕事体験プログラムに参加しなかった場合 ウ 仕事体験プログラムへの参加を証明できない場合。

別表2（第4条関係）

交付申請に必要な添付書類
・申請者の現住所を証する書類の写し（住民票、運転免許証（両面）、個人番号カード（表面）等） ※各提出書類は、日本語で発行された書類であること。

別表3（第8条関係）

実績報告に必要な添付書類
・支払い実績を確認できる書類（領収書、利用明細書等の写し） ・仕事体験プログラムへ参加したことを確認できる書類（参加状況が分かる写真、主催者による参加証明、その他知事が適当と認めるもの）

佐賀県仕事体験プログラム一覧

実施日（実施時期）	プログラム名
9月13日（日）	バス運転士体験（伊万里市）
9月26日（土）	林業体験会
11月21日（土）～22日（日）	窯元体験
11月29日（日）	バス運転士体験（佐賀市）
2月ごろ	原木しいたけ栽培体験
2月下旬～3月ごろ	苗木づくり体験セミナー

隨時	漁業体験
隨時	農業体験